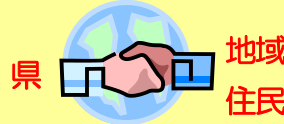


道路除草の委託先募集

愛媛県では、県が管理する道路の草刈りの一部を自治会等（地域の住民団体や地元企業等）に委託する取り組みを行っており、希望する自治会等を募集しています。

【募集期間】令和6年4月1日（月）～令和6年12月27日（金）

県と地域住民の協働（パートナーシップ）



対象区間	県が管理する道路のなかで、道路を維持管理するうえで草刈りが必要な区域のうち、安全面などで自治会等にて草刈りが可能と判断した区間を対象とします。
実施面積	500m ² 以上を原則とします。
自治会等の要件	自治会、婦人会、老人会などの一定の区域に住所を有する者により構成されている住民団体、及び県内に活動拠点（本社、支社、支店、事業所、工場等）を有する企業等の職員で構成する地域に根ざした企業等内の任意団体で、次の要件を満たす団体とします。 ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等が代表者である団体その他県が不適当と認める団体は除きます。 (1) 団体の存在が客観的に明らかなこと。 (2) その区域の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としていると認められること。 (3) 営利を目的とした団体でないこと。
参加条件	次の要件をいずれも満たすことが参加の条件となります。 ・ 作業箇所と同一市町内の自治会等であること ・ 肩掛式草刈機を使用した除草実績があること または 肩掛式草刈機を操作できる者がいること
委託料	実施面積に応じた金額（保険料含む）をお支払いします。
保険への加入	作業に先立ち、 保険（傷害・賠償責任） に加入して頂く必要があります。
完了検査	除草完了後10日以内に完了検査を実施します。

（注意事項）

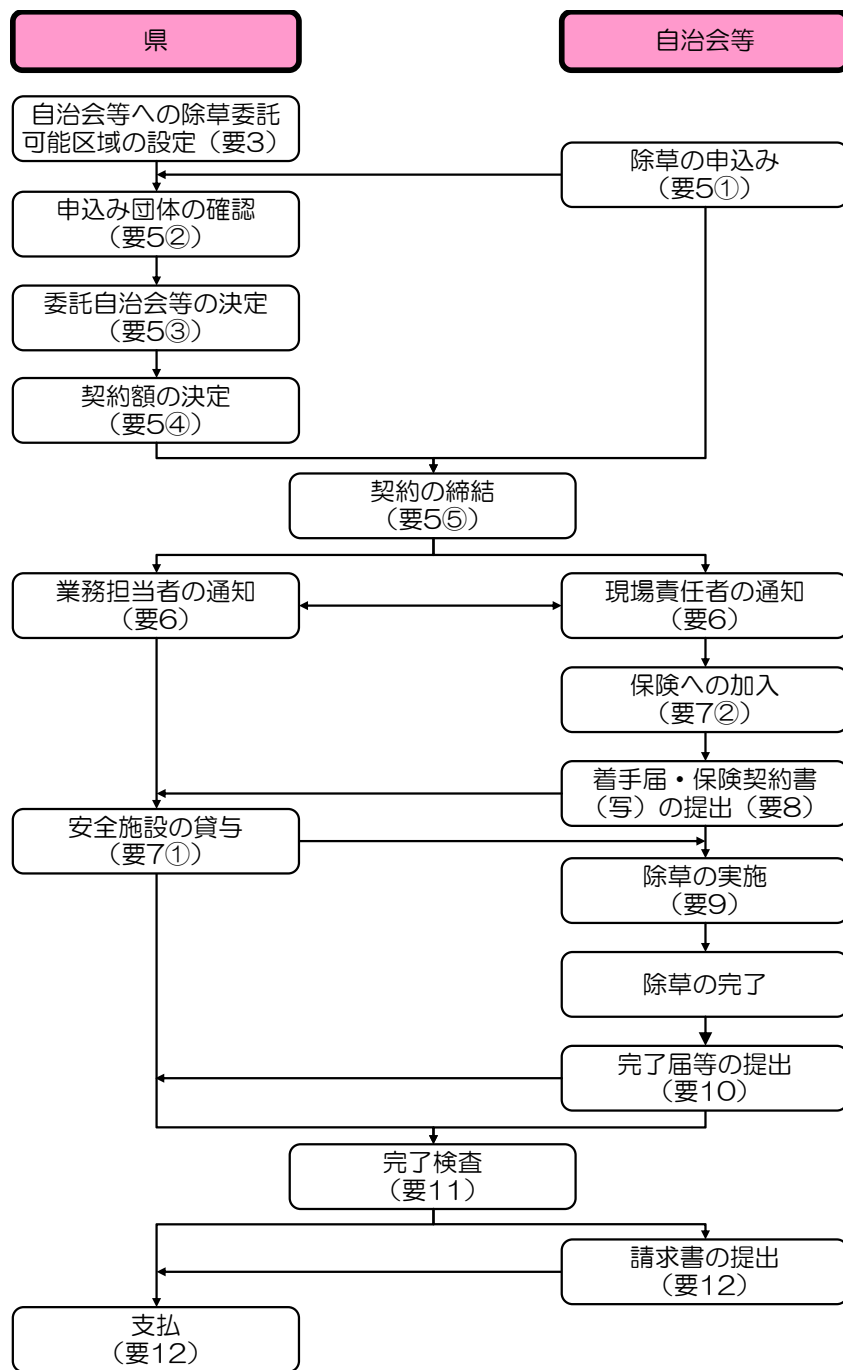
- ・ 委託料をお支払いしての委託となるため、各種書類の作成、契約工期内での完了等、契約上一定の責任が課されます。
- ・ 同一区間に複数の申込みがあった場合には、地域性・実績などより、委託する団体を選定します。

【お問い合わせ・申込み手続き先】

制度の内容や申込み手続きについては、次の問い合わせ先の道路補修係までお問い合わせ下さい。

申込み箇所	お問い合わせ先	申込み箇所	お問い合わせ先
四国中央市	四国中央土木事務所 0896-24-4455	大洲市、内子町	大洲土木事務所 0893-24-5121
新居浜市、西条市	東予地方局建設部 0897-56-1300	八幡浜市、伊方町	八幡浜土木事務所 0894-22-4111
今治市、上島町	今治土木事務所 0898-23-2500	西予市	西予土木事務所 0894-62-1331
松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町	中予地方局建設部 089-941-1111	宇和島市、鬼北町、松野町	南予地方局建設部 0895-22-5211
久万高原町	久万高原土木事務所 0892-21-1210	愛南町	愛南土木事務所 0895-72-1145

本制度の業務フロー



※ カッコ内は実施要領の関係条項